

冬休みのきまり

むかわ町補導委員会・むかわ町教育委員会

町民の皆様へ

むかわ町では、町内の子どもたちが冬休みを楽しく安全に過ごせるように『冬休みのきまり』を定めています。むかわ町の子どもたちを健やかにたくましく育てるためには、町民の皆様一人一人の子どもたちに対する温かい眼差しとともに、学校や家庭・地域の連携が必要不可欠です。

むかわ町の子どもたちを全町民で守り、
安全な環境のもとで健やかに育てましょう

冬休みのきまり

- 1 帰宅時刻を守る。
※各学校から帰宅時刻等のきまりについてお知らせがあります。
 - 2 交通ルールを守り、交通事故にあわないように気をつける。
 - 3 道路・路線・海・川・用水路など危険な場所では遊ばない。
※特に凍結した用水路、川などに近寄らない。
 - 4 外出の際は、行き先・目的・帰宅時間など、保護者に伝え、許可を得てから出かける。
 - 5 初詣は保護者や責任をもてる大人と行くことになっています。
 - 6 小中学生のゲームセンターやカラオケボックス、ボーリング場への出入りは保護者同伴とし、児童同士、生徒同士の出入りは禁止する。
 - 7 小中学生のアルバイトは原則として禁止する。
 - 8 SNSを利用する際は、自分が言われたら傷つく言葉を使ったり、自分や友達の個人的な情報を発信したりしない。
 - 9 不審者に声をかけられたり、連れ去られそうになったりした場合、近くにいる大人や民家・商店などに逃げて助けを求め、警察と学校に連絡をする。
 - 10 困ったときは一人でなやまず、保護者に相談して、犯罪に巻き込まれないように気をつけましょう。



小学生は午後4時まで・中学生は午後6時まで・高校生は午後9時までに家に入りましょう。※学校によっては、帰宅時間に多少の違いがあります。



『冬休みのきまり』は、冬休みの生活に関わる必要最低限の「きまり」として定めたものです。学校ごとにさらに必要な「きまり」や「心得」を設けています。

何かあったらすぐに警察へ連絡をお願いします！
その後、学校(学校閉庁期間中は教育委員会)へもご連絡ください！

鶴川交番：42-2042
むかわ町教育委員会：42-2487
穂別駐在所：45-2251
穂別総合支所：45-2111
※小・中・高の各学校へ連絡してください。